

介護保険サービスの利用者負担額の変更



介護保険の自己負担が重くなる

- 2018年8月から、介護保険の「利用者負担割合」が変わります。
- これまで、「年金収入280万円」を境にして、「**280万円未満**」なら自己負担は**1割**、「**280万円以上**」なら**2割**でした。
- 平成30年8月からは、「**年金収入340万円以上**」という新しい分類ができて、自己負担が**3割**になります。
- なお、ここで言う「年金収入」は単身世帯の場合です。
夫婦世帯の場合は、「346万円以上」で2割負担、「463万円以上」で3割負担となります。（別表をご参照ください）



【利用者負担割合】



	負担割合
年金収入等 340万円以上 夫婦世帯の場合463万円以上	2割 ⇒ 3割
年金収入等 280万円以上 夫婦世帯の場合346万円以上	2割
年金収入等 280万円未満	1割

影響がある人は3%程度ではあるが…

- 自己負担が「2割」から「3割」になれば、負担は1.5倍に増えるわけですから、ショッキングなニュースです。
- しかし、実際には、自己負担が3割になったことの影響を受ける人は、今回は多くないでしょう。
- まず、単身世帯で「340万円以上」、夫婦世帯で「463万円以上」という年金収入は、ものすごく高い水準です。
- 2018年度の厚生年金の標準的な年金額は、夫婦2人で「月額221,277円」年収に直すと「265万円」です。**
- 厚労省の試算でも、介護保険の受給者496万人に対して、3割負担になる人は約12万人、つまり約3%に留まるとしています。**



特別養護老人ホームなどは、月額の上限に当たる

- また、介護保険には、利用者の自己負担を軽くするための仕組みが、いくつか用意されています。
- そのうちの1つである、「**高額介護(介護予防)サービス費**」という制度では、**月々に支払う自己負担額の上限が決まっていてそれ以上は払い戻されます。**
- そして、3割負担になる人の場合、「高額介護(介護予防)サービス費」の上限は「44,400円」です。
- これが上限で、これ以上の自己負担を強いられることはありません。
- 詳細は別表をご参照ください。



所得段階	所得区分	上限額
第1段階	①生活保護の被保護者 ②15,000円への減額により生活保護の被保護者とならない場合 ③市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	①個人15,000円 ②世帯15,000円 ③世帯24,600円 個人15,000円
第2段階	<input type="radio"/> 市町村民税世帯非課税で[公的年金等収入金額+合計所得金額]が80万円以下である場合	世帯24,600円 個人15,000円
第3段階	<input type="radio"/> 市町村民税世帯非課税 <input type="radio"/> 24,600円への減額により生活保護の被保護者とならない場合	世帯24,600円
第4段階	<input type="radio"/> 第1~3段階に該当しない者	世帯44,400円※1

※1 1割負担者のみの世帯について、年間上限（446,400円）が設定される。（3年間の時限措置）